

パブリック コメント

みなさんの意見を
募集します

問合せ

- ①の計画 学校教育課学校教育G
☎55-9417
- ②の計画 保健センター
☎23-1551

意見の提出方法

ご意見のある方は、本編の内容をご確認の上、「住所」「氏名」「電話番号」「ご意見」を明記し、直接または郵送、FAX、電子メールにより各担当課へ提出するか、市役所総合案内、神守支所、神島田連絡所に設置してある投函箱に投函してください。書式は自由です。

提出先

- ①の計画
〒496-8686 (住所不要)
津島市教育委員会学校教育課宛
- ②の計画
〒496-0863
上之町1丁目60 (総合保健福祉センター内)
津島市健康推進課宛

FAX

- ①の計画 ☎25-8748
②の計画 ☎24-4354

メール

- ①の計画 gakkyo@city.tsushima.lg.jp
②の計画 kenkou@city.tsushima.lg.jp

① 津島市学校施設 長寿命化計画(案)

津島市の学校施設は、ほとんどが建設されてから30年以上経ち、老朽化が進行している状況にあります。そのような環境を改善し、児童・生徒が安心安全に学校生活を営めるようにするため、「津島市学校施設長寿命化計画」を策定します。

意見募集期間 1月7日(月)～31日(木)

公表方法 市ホームページまたは、市役所総合案内、学校教育課、神守支所および神島田連絡所において本編の閲覧ができます。

② 津島市自殺対策 計画(案)

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。誰もが「生きることの包括的な支援」として、自殺対策を総合的に推進するために、全ての市町村で「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

当市においても「津島市自殺対策計画」を策定し、今後5年間の指針とします。

意見募集期間 1月7日(月)～31日(木)

公表方法 市ホームページまたは、市役所総合案内、健康推進課(総合保健福祉センター内)、神守支所および神島田連絡所において本編の閲覧ができます。



問合せ 愛知県金融広報委員会
☎052-9954-6603

✉ aichi@shiruponto-net.jp

☎052-961-1317

金融広報委員会宛

県民文化部県民生活課内 愛知県

中区三の丸3丁目1番2号 愛知県

申込先 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県

申込 すがで左記へ。

参加費 無料

定員 800人

講師 杉村太蔵氏(元衆議院議員)

場所 文化会館大ホール

日時 2月5日(火)

午後1時30分～3時

お金と人生設計と生きるチカラ講座

暮らしに役立つ金融経済講演会



平成31年度「市政のひろば」・ 「津島市公式ホームページ」への広告募集

広告は、市の発行物等にふさわしいものに限り、掲載にあたっては「津島市広告掲載要綱」に基づく審査等があります。

内容 下表のとおり

申込 1月25日(金)までに所定の申込用紙を問い合わせ先へ。

※1月25日までに申し込みのあった広告については、同日以後に掲載の可否を決定します(枠数に満たない場合は随時受付)。

留意事項 掲載料には広告デザイン料・制作費は含まれません。必要な場合は代理店にお申し込みください。

※詳細については、市ホームページまたは下記へ。

問合せ シティプロモーション課広報・広聴G

☎55-9584

広告代理店 (株)中日総合サービス

☎0586-23-2111

募集発行物等	媒体概要	掲載月	広告数・規格	掲載料(税込)
広報紙 「市政のひろば」	毎月1回発行 約26,500部作成 全世帯配布	平成31年5月号～ 平成32年4月号	裏一面広告(最終ページ) 毎号(月)1枠 4色刷 縦27cm×横18cm	1枠:102,850円 2回目以降:92,570円
			中面最下段広告 毎号(月)最大4枠 2色刷 縦6cm×横18cm	1枠:15,420円 2回目以降:14,400円
市公式 ホームページ	年間アクセス数 547,496件 (平成29年度実績)	平成31年4月分～ 平成32年3月分	バナー広告 毎月10枠をトップページに掲載 1枠あたり 縦35ピクセル×横200ピクセル サイズ 7KB以内 ファイル形式 GIF(アニメ含む)・JPEG形式	1カ月:5,140円 6カ月連続:25,700円

※掲載料は、消費税および地方消費税を含んだ額(8%)です(増税に伴って掲載料が変更になる場合があります)。

津島市巡回バスへの広告募集

ふれあいバス(津島市巡回バス)の車体および車内に掲載する広告を募集しています。

「ふれあいバス」は、毎日(日曜日、年末年始を除く)市内を4コース18便運行し、平成29年度は、56,462人の方にご利用いただきました。

内容 下表のとおり

申込 所定の様式にご記入の上、各申込期限までに下記へ。広告募集の詳細および申込様式は、市ホームページからご覧いただけます。

問合せ 企画政策課行政経営G

☎55-9465

掲載場所	規格	掲載料月額(税込)	枠数	申込期限
車内窓上部広告枠	日本工業規格B3版 (縦364mm×横515mm)	2,160円	10	掲載30日 前まで
車両後部ラッピング	縦320mm×横1,360mm	5,940円	1	掲載40日 前まで
車両左面ラッピング	縦950mm×横1,350mm	17,820円	1	
車両右面ラッピング	縦950mm×横2,300mm	30,240円	1	
車両全面ラッピング	前面部・天井部・ガラス部を除く 車両側面および車両後部	54,000円	1	

※掲載料月額は、消費税および地方消費税を含んだ額(8%)です(増税に伴って掲載料月額が変更になる場合があります)。





あなたの子育て 応援します

春休みに子どもの居場所を提供します

春休み子どもの居場所づくり事業として、保護者が労働等で家庭にいない、加えて学童保育を利用していない小学生に安心・安全な居場所を提供します。

利用日 3月25日(月)～4月4日(木)(土・日曜日は除く)

場所・定員・利用時間 下表のとおり

(定員を超えた場合は第2希望、または選考となる場合があります)

対象 食事、身の回りのことが自分でできる小学生(未就学児・6年生は除く)

参加費 1,000円

持ち物 お弁当、お茶(水筒)

申込 1月4日(金)～18日(金)に子育て支援課にある利用申請書を記入し提出してください。利用申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

※詳細は、市ホームページまたは直接下記へ。

問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

実施場所	定員	預かり時間	受付開始時間
中央児童館	60人	午前8時～午後4時30分	午前8時
西小学校	30人	午前9時～午後4時30分	午前8時40分
蛭間小学校	30人	午前9時～午後4時30分	午前8時40分

放課後児童クラブ入所説明会

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後等に遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として、放課後児童クラブを各小学校区に設置しています。

平成31年度の入所説明会を行いますので、入所を希望する方は、希望するクラブまでお越しください。

日時・場所 下表のとおり

問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

クラブ名	対象校区	定員	日時	場所	電話番号
なかよしクラブ	東	70人	1月19日(土)午後2時	東こどもの家(立込町1丁目19番地1 東小学校敷地内)	☎24-9437
どろんこクラブ	西	70人	1月26日(土)午後2時	西こどもの家(大和町1丁目11番地1 西小学校敷地内)	☎24-7460
あおぞらクラブ	南	70人	1月19日(土)午後2時	南こどもの家(常盤町4丁目26番地 南小学校敷地内)	☎24-0316
ひまわりクラブ	北	70人	1月26日(土)午後2時	北こどもの家(兼平町1丁目113番地)	☎23-3147
つくしクラブ	神守	70人	1月27日(日)午前10時	神守こどもの家(百島町字牛屋51番地)	☎28-6541
わんぱくクラブ	蛭間	70人	1月27日(日)午前10時	蛭間こどもの家(蛭間町字高瀬809番地)	☎23-2267
そよかぜクラブ	高台寺	70人	1月20日(日)午後1時30分	高台寺こどもの家(神尾町字江西61番地 高台寺小学校敷地内)	☎32-1409
たんぼぼクラブ	神島田	70人	1月19日(土)午後2時	神島田こどもの家(中一色町東郷37番地)	☎31-1744

※当日都合が悪い方は、各クラブまでご連絡ください。

所得税および贈与税等の確定申告

申告と納付の 期限

- ・所得税および贈与税 3月15日(金)
- ・個人事業者の消費税 4月1日(月)

※納税には、便利な口座振替をご利用ください。

確定申告会場の開設

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を下記のとおり開設します。

開設日時 2月18日(月)～3月15日(金)

午前9時～午後5時(受付終了時間 午後4時)

場所 津島商工会議所4階大ホール

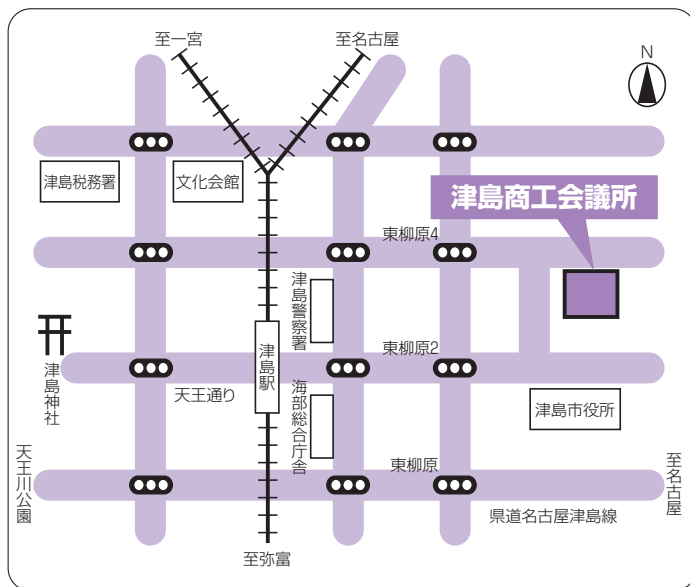
持ち物 関係書類および印鑑等

その他

- ・確定申告会場の開設期間中、津島税務署において申告書の提出はできますが、申告の相談や申告書作成指導は行われませんので、ご注意ください。
- ・申告書の作成の際には、マイナンバー(12桁)の記載および本人確認書類の提示が必要になりますのでご注意ください。
- ・申告書の作成にあたり、復興特別所得税の記入漏れにごご注意ください。
- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書を作成できます。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

- ・住宅借入金等特別控除の申告に必要な土地や建物の登記事項証明書は、インターネットで請求できます。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください。



問合

- ・確定申告について
津島税務署 ☎26-2161
- ・登記事項証明書について
名古屋法務局津島支局 ☎25-4550

給与支払報告書の提出は 1月31日(木)までに

給与の支払いをする方で、給与所得から所得税を源泉徴収する義務のある方は、給与支払報告書を提出することになっています。

給与支払報告書には、平成30年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて、給与を受ける方が1月1日現在に住んでいる市町村へ提出してください。年の途中に退職された方の給与支払報告書も、提出する必要があります。

なお、平成26年1月1日以降、前々年に提出すべきであった国税の給与所得の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の場合、光ディスク等または地方税電子申告(eLTAX)による提出が義務化されていますが、平成30年度の税制改正において、平成31年の2年後の1月1日以降、前々年(平成31年)に提出すべきであった当該給与所得の源泉徴収票の枚数が100枚以上に引き下げられました。

問合 税務課市民税G ☎55-9263

法定調書の提出は 1月31日(木)までに

一定の金額を超える給料、報酬、料金などを支払った方は、支払先の住所、氏名、支払金額などを記載した書類(法定調書)を、1年間の支払分に取りまとめ、税務署に提出していただくことになっています。

法定調書を正しく作成し、期限に遅れないように提出しましょう。

なお、平成26年1月1日以降、法定調書の種類ごとに、前々年に提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上の場合、光ディスク等またはe-Taxによる提出が義務化されていますが、平成30年度の税制改正において、平成31年の2年後の1月1日以降、前々年(平成31年)に提出すべきであった当該法定調書の種類ごとに、枚数が100枚以上に引き下げられました。

問合 津島税務署 ☎26-2161